

厚 生 委 員 会

平成 2 1 年 6 月 9 日 (火)

厚生委員会

日 時 平成21年6月9日(火)午前10時00分開会 - 午前11時55分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 中原委員長、奥野副委員長、川端、和田、出口、田代、竹内
谷本議長、小川副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 鍛冶、反保、辻下(文)、辻下(正)

出席理事者 石田町長、白井住民部長、波戸元住民部住民生活課長兼生活環境係長、
萬谷住民部税務課長代理、古橋住民部保険年金課長、阪本住民部保険年金課長代理、
芦田福祉部長、入口福祉部副理事兼地域福祉課長、串山保健センター所長、
岸本福祉部高齢福祉課長、廣田福祉部子育て支援課長、立石深日保育所長、
寺田福祉部子育て支援課子育て支援係長

欠席理事者 南住民部理事兼税務課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

中原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、全員出席です。

理事者については、南理事の欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、理事者から報告案件がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

初めにお諮りします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申し出に対して、許可したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 異議なしと認めます。

傍聴を許可します。

6月3日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

また、私が質疑したい議案については、副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑することをご了承願います。

議案第53号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

波戸元住民部住民生活課長兼生活環境係長 手数料、手数料、衛生手数料の清掃手数料といたしまして、590万円を増額するものでございます。平成22年4月から実施予定の家庭系可燃ごみの有料化制度の導入に伴い、3月から、現在、粗大ごみ等処理券を販売している指定店にて、指定袋の販売を行うことによる3月中の販売見込額を計上しております。

廣田福祉部子育て支援課長 府支出金、児童福祉費補助金といたしまして、大阪府放課後児童健全育成事業補助金に係る94万7,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、歳出で説明させていただきます。

岸本福祉部高齢福祉課長 繰入金、深日財産区特別会計繰入金として、112万4,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、高齢福祉課分として、岬町深日の北出・若宮老人憩の家の改修工事に充当するために、深日財産区特別会計から28万4,000円繰り入れるものでございます。

波戸元住民部住民生活課長兼生活環境係長 同じく特別会計繰入金、深日財産区特別会計繰入金として、84万円を繰り入れるもので、深日墓地の水道新設工事に充当するものでございます。

続きまして、町債、衛生債、清掃債といたしまして、300万円を増額するものです。本年度において建設を予定しておりますリサイクルセンター新築工事費の増額に伴い、この事業費の特定財源であるごみ処理施設整備事業債を増額補正するものでございます。

以上、当委員会付託分、計1,097万1,000円を増額するものでございます。

古橋住民部保険年金課長 続きまして、歳出の方の説明をさせていただきます。

資料は2ページでございます。

まず、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金、出産育児一時金として17万4,000円を増額補正するものでございます。

後ほど説明をさせていただきますが、国民健康保険特別会計補正予算に計上いたしております出産育児一時金の支給額の改正に伴う、所要見込額に伴う繰出金でございまして、負担割合は、6分の2ということになっております。

岸本福祉部高齢福祉課長 老人福祉費、介護保険特別会計繰出金31万7,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、介護保険特別会計で支弁している職員の産前・産後休暇及び育児休業に伴い、新たに雇用する臨時職員の賃金を一般会計の負担分として、介護保険特別会計へ繰り出しするものでございます。

続きまして、老人憩の家管理費28万4,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、岬町深日の北出・若宮老人憩の家のクーラーの室外機が盗難に遭ったために、クーラー2台を新設するものでございます。

なお、財源については、深日財産区特別会計から繰り入れるものでございます。

廣田福祉部子育て支援課長 児童福祉費、放課後児童健全育成事業運営費として、199万7,0

00円の増額補正をするものです。個人情報にかかわりますので詳しくは説明できませんが、内容といたしましては、放課後児童健全育成事業として開設しております淡輪学童におきまして、新年度がスタートいたしましてから支援が必要な児童の入室申し込みがあり、児童の受け入れに伴い、指導員1名を増員したための臨時職員賃金でございます。

内訳といたしましては、府支出金94万7,000円、一般財源105万円でございます。

続きまして、簡易心身障害児通園事業費として、146万4,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、4月1日に岬町に転入されました児童の家族から、こぐま園への入園希望があり、入園児童が5名となるため、指導員1名を増員いたしまして、児童を受け入れるための臨時職員賃金でございます。

内訳といたしましては、一般財源146万4,000円でございます。

波戸元住民部住民生活課長兼生活環境係長 衛生費、保健衛生費、火葬場費の墓地改修費で84万円を補正するものでございます。お配りをさせていただいております地図をご参照いただきたいと思っております。深日墓地の国道側の墓地になりますが、現在、国道側に1カ所、町道側に1カ所、既設水道と書いているのが国道側の既設水道。下の方にと書いておりますのが、町道側につけている水道を設置しておりますけれども、お墓参りをする方も非常に高齢の方が多く、負担の軽減のために深日区長会から、墓地の中央付近に水道の新設要望があったものでございます。真ん中あたりになりますが、ちょうど既設水道とのほぼ真ん中ぐらいに、今回新たに水洗を設置するものでございます。

なお、財源につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたが、特定財源として、深日財産区からの繰入金を充当するものでございます。

次に、清掃費の塵芥処理費、家庭ごみ有料化経費で、1,768万5,000円を補正するものです。現在、一般家庭から排出されるごみの収集・運搬については無料としておりますが、平成22年4月から、町が指定するごみ袋を購入していただくことにより、手数料をお支払いいただくシステムの導入を予定しており、これらに係る経費を計上いたしております。

内訳といたしまして、指定袋の製作費、消耗品費で1,418万円を計上しております。指定袋の製作予定枚数は、年間の使用見込数並びに在庫分を考慮し、20リットルの袋で25万枚、30リットルの袋で40万枚、45リットルの袋で60万枚。あと、ボランテ

ィア用の袋2万枚を予定しております。

次に、印刷製本費で273万4,000円を計上しております。指定袋による可燃ごみの出し方が変わりますので、排出時の混乱をできるだけ生じさせないため、きめ細やかな住民への周知・啓発が必要であることから、各地区での住民説明会を予定しております。

また、各家庭への配布用として、分別の仕方など詳細なパンフレットの作成など、周知・啓発に係る経費を計上しております。

また、可燃ごみを指定袋以外の袋で排出された場合に、収集できない旨の警告シールの張りつけなどを予定しております。プラスチック類とあわせたシールの作成費も計上しております。この警告シールは、有料化を実施している団体で導入されており、効果を上げていると聞いております。

次に、役務費で1万6,000円を計上しております。指定袋の販売につきましては、現在、粗大ごみ等処理券を販売している指定店での取り扱いを予定しており、指定店との連絡用として通信運搬費を計上しております。

次に、指定袋保管・配送委託料として、34万2,000円を計上しております。多量の指定袋を製作することから、その保管のための倉庫並びに指定袋の配送について委託を予定しており、2月、3月の2カ月分の見込額を計上しております。

次に、指定袋の販売委託料として、41万3,000円を計上しております。指定店における指定袋販売委託料として、粗大ごみの処理券販売委託料と同率で、販売額に7%を乗じた額を委託料として支払うもので、41万3,000円を計上しております。

続いて、リサイクル施設整備事業費といたしまして、400万円を増額補正するものでございます。平成20年度におきまして、旧ごみ焼却施設の解体工事が完了し、その跡地にリサイクルセンターを建設するものでございますが、解体工事におきまして、地盤のボーリング調査を行ったところ、建築予定地盤が軟弱であり、今般の解体工事においても湧き水が確認されております。このため、建物の基礎補強が必要となり、基礎くいに係る経費等が増加し、工事費に不足が生じる見込みとなりましたので、補正をお願いするものでございます。

以上、当委員会付託分、計2,676万1,000円を増額補正するものでございます。

次に、3ページをご参照願います。

地方債の補正につきましては、リサイクルセンター建設事業費の増額に伴い、この事業の特定財源であります起債の限度額を6,690万円から6,990万円に変更するもの

でございます。

説明は以上でございます。

中原委員長 質疑ございませんか。

川端委員 2点お尋ねします。

墓地改修工事84万円のところで、水道をまた一つ引いてくれるということで、皆さんこれを本当に要望する声があったので、すごく喜ばしいことだと思うんです。以前にも言わせていただいたんですけども墓地が乱立してて、特に国道側の方は、自分の墓地に行くのに道がなくて、よその墓地を通っていかなければいけないという、本当に乱立、皆さん思い思いに墓地をしているということで、これはもっともときちと。

時に、業者の人がちょっとでもあいている土地があれば、そこを確保してしまうとか、そういうことも以前にあって、その辺はきちと取り締まってくれていると思うんですけども、これについてまだまだきちと明確化されてないんちがうかなと思うところがあるんですけど、どうですか。

それが1点と、それとあと、家庭ごみ有料化経費の中の家庭ごみ指定袋保管配送委託料34万2,000円が計上されているんですけども、この委託についてはどんな形でされるのかということ、2点お尋ねします。

波戸元住民部住民生活課長兼生活環境係長 まず、1点目の墓地の業者の取り締まりの状況でございますが、通路に現在、業者の方が石を機械で運ぶのが非常に多いということで、機械でも上がれないような真ん中にポールを建てたりの対策はしておりまして、また、あいている土地にも、墓地の建立については申請をして、許可を受けなければいけませんよというような啓発の看板も立てております。

特に、右の山手の方も上がる手すりを段違いにしたりして、対策を講じてはいるんですけども、業者の方から、墓を建てるのにかぎを貸してくれというようなことで、非常に抑制効果が出ていると認識しております。

それから、家庭ごみの委託料でございますが、非常に一度に大量の指定袋を購入しますので、他の団体にも確認に行きまして情報を入手しているんですけども、倉庫業を営んでいるところで、倉庫で保管をしていただいて、倉庫から各指定店への配送という予定をしております。

中原委員長 ほかに質疑ございますか。

川端委員 そしたら、墓地の方なんですけども、もう苦情はないですか、全然その後、この最近。

住民の皆さんからの苦情というのかな、そういうのはないのかということと、それとあと、倉庫業の業者の方なんですけども、これはいうたら入札ではないんですね、もう。入札はしない、今後。

今回は、34万2,000円という金額的にしれてると。しれてるとい言い方したらどうかわからへんけども、今後についても倉庫業のところ1件だけでやっていくのかなということ、2点お尋ねします。

白井住民部長 まず、1点目の墓地の件でございます。深日の墓地につきましては、現状をこれ以上悪くしないということ、まず今できることと考えておりまして、今、担当課長が言いましたとおり、車どめを設置したりして、これ以上乱立を防ぎたいと。そしてまた、隣地との境界にまたがって墓石をつくれる方もありますので、それについては阻止すると。

そういう状況で、現状を維持したいというのが現状でございます、今のところ苦情の方については、確かに通路が狭いという苦情はいただきますけども、それ以上の重立った苦情というのはいたいたいでおりません。

もう一点、有料化の配送の件ですけども、他団体、例えば泉南市とか熊取町とかも聞きますと、りんくうタウンに近いということもありまして、倉庫業の業者がおるということで、その業者に在庫管理というんですか。岬町の場合でしたら、1箱500枚入った物を1箱に入れまして、それを約2,500箱ぐらい一気に今回つくる予定をしております。ですので、その在庫管理をお願いするわけなんですけども、そして、町の方から注文を受けまして、各販売店の方に配送していただくと、そういう業務の委託料でございます。

ただ、岬町におきましては、今、商工会の方へ確認いたしますと、倉庫業を営む方がないという形でお聞きしておりますので、それにかわる何らかの方法、まず適正在庫の問題、そして毎月に何回か設定した形で注文を受けて、そして販売店にお送りすると、そういう業務についてどのような形で進めていくかにつきましては、商工会を初めとしまして、いろんな方々のご意見をお伺いしながら、在庫管理並びに販売店への適正な配送業務を行っていきなと考えるところでございます。

以上です。

川端委員 ごみ関係、家庭ごみ有料化経費のところは、また後の条例改正のところでも質問できますので、私はこの補正のところでは以上にしておきます。

中原委員長 ほかに質疑。

田代委員 後で出てくる条例改正の件でもありますし、補正で出ているし、どちらを先に質問した

らしいのかちょっと迷っているんですけども、補正予算の清掃費の中での今、川端委員さんからも出ております家庭ごみの有料化の問題なんですが、まず、補正では有料化ありきで出てきているんですけども、町長の方から諮問されたこの問題について、審議会の方へ諮問されたかどうか。されているとしたら、答申の内容はどうか、その辺をまずお聞きしたい。

それからもう一点は、ごみの有料化ということは、条例改正の中でも各隣接の市町村のデータが出ておりますけども、私を感じますのは、今まで地方自治法の中において、各市町村が固有の事務としてし尿・ごみ、これは従来から当然、岬町であれば行政がすべき事務だと、私はそのように今まで認識をしてきたんですが、しかし、地方分権の一括法が出て有料化、つまり使用料の問題が定義されてきたんですけども、その点の地方自治法ではどのようになっているのか、その2点をまずお聞きしたいと思います。

白井住民部長 まず、1点目の有料化に向けまして、基本的な考え方につきましては、平成18年度からお示しいたしまして、行革委員会の方でも説明もさせていただきまして、また、先進地でありました徳島県の上勝町の方にもご視察をいただいたと。その後、有料化につきましては、段階を追って実施したいということで、まず粗大ごみ、不燃ごみにつきましては、平成19年度改正させていただきまして、20年4月から、現在実施しているところでございます。

その後、残っております家庭系の可燃ごみ、この問題につきましては、いろいろどういう形で今後、有料化に向けた導入を図っていくかということで検討してまいったわけなんですけども、その中で岬町の廃棄物減量等審議会がでございます。これは、ごみの減量化を主に審議していただく機関でございまして、それは今回の有料化の目的につきましては、ごみの減量化ということが、議会の中でもご説明申し上げたとおりでございますので、審議会の審議の本来の目的に沿っているのではないかとということで、審議会の方に諮問させていただきました。その時期につきましては、昨年12月でございます。

そして、その後、都合4回審議いただきまして、最終的に3月の末に答申いただいたわけなんです。答申の内容につきましては、きょうお配りしております委員会資料の16ページ以降でございます。16ページ、ここに家庭系ごみ有料化に関する基本的な考え方（審議会答申）でございまして、この答申内容に沿った形で、今回、条例改正並びに必要な予算につきまして補正をお願いしているものでございます。

それからもう一点、手数料の件でございますけども、地方自治法の中にまずありました

とおり、ごみの収集・運搬並びに処理について、そしてまた、し尿についても同じでございますけども、町が行わなければならない事務、すなわち固有の事務でございます。それは当然、岬町が行っているわけなんですけれども、そのときに必要な経費について、手数料についても地方自治法の規定がございまして、岬町が行うサービスの受益の範囲内で手数料を徴収することができるということがございまして、今までごみの収集・運搬、並びに焼却処分地については、無料で進んできてまいったわけなんですけども、一部有料化となりまして、最後に家庭ごみの収集・運搬についても受益の範囲内で手数料をいただきたいという形で、今回条例の改正をお願いしているところでございます。

以上です。

田代委員 まず、1点目の答申については、この16ページで、私は答申の方々の意見というものは、どういう意見が出たかということを知っているんですね。最終のまとめはこれでいいとしても、審議会の意見というのは、どういう意見が出たのか。例えば、オール賛成だったのか、それともいろいろ問題提起されて、最終的には答申としては有料化という方向でまとまってきたんだろうと推察するんだけど、ここの委員さんの意見を集約したら、どういう問題があったのか。これは、二国等でもいろいろ審議会の意見が出てくるのと一緒に、その意見をまず聞きたい。できれば、議事録の開示をしていただきたい。これを申しとおきます。

それから、今、地方自治法の問題については、ごみの有料化ということなんですが、私が調べておるのは、これは平成13年の地方自治法しか私の手元になかったんですが、その後、地方分権一括法が変わったんで、その辺はどういうふうに解釈されているのかはちょっと定かでないんですけども、ここで言う手数料というのは、特定の者に対する手数料を徴収すると。これは、地方自治法の第227条から28条にかけて出ているわけなんですけどね。

というのは、いわば特定の個人のためにする事務というのは、地方公共団体が自身の今言う固有の事務であった場合については、手数料徴収はできないと、このように平成13年ではなっているわけですね。それで、その後、逐条解説等とかいろいろホームページ等で廃棄物処理の手数料の違法性についてという問題を検索しますと、そこでは、弁護士のこれは意見なんですけども、全住民対象の手数料徴収は、税の二重取りや、私もそのように思うんですね。

ということは、町税を納めている限り、そこで均等にその中でごみ・し尿の処理を行っ

ていかないかんという。これは、町が絶対的にやっていかないかん事務やと私は思うんですよ。ですから、今、財政状況がしんどいというのはよくわかります。それは、取りやすい町民から取りたいという気持ちはわかるけども、法にのっとっていくとしたら、違法ではないだろうけども、違法性についてということになると、ここで指摘しているのは、税の二重取りだということと、さらに、手数料を取るとしたら、理解を求めるといふ文言が使われているわね。住民に理解を求め。この理解が、果たして十分されているのかどうかという問題点が、私は一つあるんじゃないかな。

そういう中で、最終的に結論としては、全住民を対象とした手数料の徴収は、税の二重取りだと言わざるを得ないと、こういう結論がネット上のホームページで出ているわけなんですよ。

それで、地方自治法では、先ほど言ったように、今回、可燃ごみはまだ有料化していませんけども、不燃ごみとか粗大、そういった物については、特定な人のために取るんだから、これは手数料を取ってもいいんじゃないかという理論が成り立つんじゃないかなと、私はこのように思うんです。その点について、担当としては、十分これは検討された上で、手数料の違法性はないと私は思いますけども、町民が貴重な税金を納めている中で処理をしていくというのが、私は妥当な考えと違うのかなというふうに、まずこの点を申し上げて、それについての2点。

まず、審議会委員の中の意見。それと会議録の開示をしていただきたいということと、市町村が税のための二重取りとならないかと、その点について答弁願いたいんです。

白井住民部長 まず1点目の審議会の内容でございます。その内容を簡単に申し上げます。都合、4回開催させていただきました。

まず、審議会なんですけども、町内の各層の、例えば自治区長会とか各種団体の中から、特にごみの関係とか環境問題に造詣の深い方を10名選ばせていただきまして、審議会の委員に就任をお願いしたところでございます。

そして、その10名の方の中で出てきた意見につきましては、委員会資料にありますとおりでございます。まず有料化の考え方については、大筋でご了解いただいたと解釈しております。ただ、有料化に当たりましては、いろいろ影響を受ける問題があるんじゃないかという形で、具体的に委員の中からはいただいた内容については、資料の21ページにございますけれども、21ページの8番の有料化制度と並行して取組予定の施策についてということがございまして、このところが各委員から出てきた内容でございまして、特に

(1)にありますとおり、生ごみ処理機の問題。特に今回、あとでご説明申し上げますけど、プラスチックごみを抜きますと、最終的に家庭から出るごみといえますのは、紙類並びにこういう家庭の台所ごみを中心になりまして、それをより減量化するには、生ごみ処理機が必要ではないかと。その購入補助を早くつくっていただきたいというご意見が。

そしてまた、集団回収。各種団体が行っております、それに対する報奨金制度についてもお願いしたいと。そういうものによって、さらなるごみの減量化を進めていく必要があるのではないかと、ご意見をいただいております。

そして、2番目に住民の方々のご理解・協力がなければできませんので、ごみ減量推進員という形の名称も使ったわけなんですけども、そういう方々の協力が必要ではないかと。地域の協力が必要であると。それに対する活動に対して、何か補助制度とかそういうような制度はできないのかという、そういうご意見をいただいております。

もう一点が、有料化によりまして、不法投棄とか、あともう一つ、これからルールを各住民説明会の中で、どういう形でごみを分別していくのか。また、有料化はどのような形で使っていただくのかという形の説明会をいただきます。ルール違反がございます。そういうことに対して、どのような形で対応していくのかと、そういうことについて。特に、その内容を広報の充実とか、そういった地域と連携した、密にした対応が必要であると。そのようなご意見を主にいただいております、有料化自体については、先ほど言いましたとおり、大筋でご了解いただいたとおりでございます。以上でございます。

それとあと、議事録等につきましては、今これは要点筆記しかつくっておりませんけど、これは公開できますので、いつでも公開させていただきたいと考えております。

もう一点、手数料の件でございます。特に今、有料化を行う上でいつも出てくる質問としましては、税の二重取りの議論がございます。これにつきましては、今までのごみの収集・運搬についてはすべて税金で賄ってございました。

しかし、税金で賄っていきますと、例えば減量化に取り組む家庭と、取り組まない家庭との間では、たくさんごみを出しても税金ですべて賄ってしまう。片一方は努力してごみを減らして、その処分の税金を安くしていると、不公平感が出てきています。そして、これがどんどん広がっていくのではないかとということもありまして、排出量に応じた形で手数料をいただいて、そしてその残りの分については税で負担する。

具体的に申し上げますと、今回の委員会資料19ページをお開き願いたいです。料金設定の考え方という形で、1リットル当たり1円という形で今回設定しているわけなんです

けども、1円の根拠といたしまして、ごみ収集に係る経費、並びに袋の製作費の大体5分の1を手数料でいただきたい。そうしますと、残りの5分の4については、引き続き税金をもってして収集運搬を行うということでございまして、100%手数料となりますという問題もございまして、引き続き5分の4は税金で、5分の1は手数料をいただきたいという内容でございまして、決して税の二重取りというようではございませんので、その辺のところをご理解願いたいと思います。

どちらにしましても、そういうご意見も出ることは多々ありますので、これら有料化に当たりましては、住民説明会については、相当きめ細やかな形で実施したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田代委員 白井部長、二重取りでないとするなら、地方自治法でいう特定の個人のためにする事務であれば、先ほど言う不公平さの問題は出てくると思うんですけども、これは全体の岬町民のごみ処理、つまり生ごみの処理をするための手数料を取ることについては、地方自治法上、それは徴収してはならないということになっているん違うの。その辺を私が聞いているわけで、法律上で取ってもいいんですよというならいいけども、その辺が、徴収してはならないとなっている中で、さらにそれを解釈していくなら、もし手数料を取るとしたら、万全の住民の理解を得ることが大事だよと、こう言っているわけですね。

つまり、税の二重取りだと言われんようにせよということだろうと思うんで、その辺が住民にこれからやる言うけども、実際ここで議会が議決したら、これでスタートするわけで、それまでに住民に理解を求めておかないかんのと違うの。

例えば、自主財源の問題。いわば、今は財源がないんで、これはやむなく手数料の問題も出てきていると思うけども、前々からこれは町長に私は指摘もしているけども、町長がいつも考えている土地の有効利用を図っていく。坊の山の整備できているのか。その辺、汗をかいて、結果的に自主財源ができへんかったと。これだけやったけども、やっぱりこれだけのものが要るといって、やむなく住民に手数料を求めていくというならわかるけども、取りやすいところから取っていく。自主財源がないから、取りやすいから取っていくという考え方は、私はどうかなと思うんですけどね。

だから、この問題については、まず私は、答申がそういう形で出たんなら、住民に対して理解を求めていくことを先にやって、そしてその上で、私は議会に上程してくる問題ではないかなと、私はそのように思うんですけど、その点どうですか。

白井住民部長 まず、本会議でもご質問いただいたわけなんですけども、本来、先に導入に当たっ

て住民の方に説明して、ご意見をお伺いしてから導入すべきではないかというご意見もあります。これについては、審議会の中でも、審議会だけでこの内容を審議して、答申して出たわけではなくて、審議会を審議していく中で一旦、素案という形でまとめさせていただきました、審議会は、その素案をパブリックコメントという形で住民の方に案という形で、こういう形で審議会は審議しておりますけれども、皆さん方のご意見をお伺いしたいという形で、一たんワンクッションを置かせていただきまして、そしてご意見をいただきました。

そして、それらを踏まえた上で、最終的に住民の皆さんのご意見をお伺いした上で、審議会としては答申させていただいたということでございますので、その辺のところご理解願いたいなと思っております。

あと、手数料の問題につきましては、これはあくまでも手数料は特定の者に対する受益サービスの受益の範囲内で必要な経費、係る経費について徴収するものでありまして、本来からいいますと、ごみ収集・運搬についても、ある一定の収集の経費については、引き続き税金で賄っております。

しかし、たくさん排出する方については、それに応じた形で処分する量もふえますので、それだけ受益の部分がふえてまいりますので、それに係る経費については、手数料としていただきたいという内容も一部考えられますので、これらを踏まえまして、今ご指摘いただいております手数料の徴収の根拠については、法的に何ら問題はないとこちらも考えております。

以上です。

田代委員 今の説明では、決して住民の理解は、私は得られないと思うんよ。もっとそれまでに住民説明会なりどんどんどんどんやって、財政がしんどいと。しんどいならしんどいような状況を赤裸々に住民に説明した中で、有料化に向けてやるというならわかるけども、それも余りやっていないような気が私はするんや。

その中で、今、経済が物すごく落ち込んできて、一番どん底の底に来ていると思う。その中で超過課税はかかるわ、保育料は上がるわ、水道料金は上がるわと。その上に追い打ちかけるように、今度は生ごみの有料化ということになると、果たして住民に理解を求めて、理解してもらえるかなというのは、甚だ私は疑問だと思うんで、私としてはこの問題については、できれば継続審議をかけて、その間に住民の説明会をして、理解をいただくとか、そういう方策をとるべきだということを私の意見として申し上げておきます。

以上です。

中原委員長 ほかに質疑ございませんか。

和田委員 ごみの有料化になるということは、住民に負担ということであれですけど、白井部長が今言ったように、18年ごろから一応この話は出ていると思うので、時期的にいえば22年ぐらいからするのがいいのではないかなと私は思っているのですが、18年ごろからのお話というんですか、ごみの有料化について出てたと思うんですけど、その説明を白井部長、もう少ししたらどうですか。

白井住民部長 有料化のなぜ導入するのかということに尽きるんではと考えておりまして、俗に言う目的、導入したらどんな効果があるのかということが一番大きなポイントになるのではと考えていまして、その内容につきましては、委員会資料ばかり申し上げるんですけど、17ページ、18ページによりまして、家庭系ごみ有料化の実施に当たっての効果として、何回も前に言いましたとおり、ごみの排出抑制、すなわち減量化でございます。それとリサイクルの促進。そして、18ページにわたりましては、負担金の公平化の議論。最終的に、若干ごみの経費の費用についても確保したいところでございまして、あくまでも減量化が主な目的でございます。

それで、それらを踏まえた上で、各団体の方が実施に向けて動きをやっておりまして、府下の導入状況につきましては、22ページの資料にありますとおり、他団体におきましては、一部シール制もありますけども、府下で北摂地域を入れますと、18団体が今はこういうごみの有料化について実施を行っている状況でございます。

特に、有料化を行った段階で、今までよく減量化の問題を何回も言っているわけなんですけど、そしたらどの程度減量化になるのかというのが大きなポイントだと考えておりまして、例えば、隣の阪南市におきますと、平成20年4月から、阪南市、泉南市が実施しております。阪南市におきましては約18%、泉南市においては30%という形で減量化が行われております。

また、平成20年10月から実施いたしました忠岡町、忠岡町については半年間でございますけれども、可燃ごみが約23%減量となっている。また、熊取町は、ことしの4月から行われておりますけど、1カ月で約22%の減量になるという。

すなわち、可燃ごみの減量化と、そしてまたそれにあわせて資源ごみを徹底的に分別するという動きが働いておりまして、その反動といたしまして、ペットボトルとかプラスチック類、古紙とかのそういう資源ごみの増加が顕著に出ているという形で、私らが今後予

定しております導入化の効果というものが、先進団体がデータで示しているのではないかと考えております。

また、有料化等におきまして、また、一時的にごみの減量化が行われても、また戻るのではないかと。すなわち、リバウンドの議論もあるわけなんですけども、これにつきましては、貝塚市が平成16年4月から指定袋制で行っているわけなんですけども、当初からずっと4年たちましたけど、20%ぐらい減量化になりまして、これについては引き続き減量化の効果というのは継続して行われている状況でございます、これらの状況を踏まえまして、岬町の排出量をより抑制したいということで、ごみの減量化を今回導入しているものでございますので、その辺のところをご理解願いたいと考えているところでございます。

和田委員 白井部長に説明せえ言うたんですけど、問題は、一般会計補正予算の中に入っているのとあとの条例改正と合致していると聞かせていただいたんでね。

私は、ごみの減量化と一軒一軒の不公平さをなくすために、私は有料化がいいのではないかと、今、白井部長の説明を聞いたのとで私はそう思うんです。

中原委員長 ほかの委員さん。

出口委員 実は、審議会の答申内容の中で、18ページに「一部従量制を採用せず、1枚目から同一料金とする均一従量制を導入します。」というのが書かれておりますけども、先ほどからる説明を聞かせてもらっている中で、田代委員が税の二重取りだということで、何回もおっしゃられておりましたけども、今までも当然ごみ処理というのは、税金が投入されて実施されたものであるんです。

だから、その中で私は自分の理解としては、今実際住民の方々、40%が年金で生活されている方が多いという中で、前回、固定資産の20%アップともども、水道料金の値上げとか、るる値上げが行われているんですけども、そういう中でもう少し、審議内容を検討すべきではないかというふうに考えると同時に、最低、一部従量制で、今までの部分の最低枚数は無料で配布して、そしてあとの部分に対しては、この資料に載っていますように、公平性の原理を活用してもいいのではないかというふうにも考えます。

そういう中で、今、和田委員からも説明があったように、これは今の補正予算とあとの条例の改正の部分は合致しますので、仮に今の補正予算で可決しますと、当然、条例の方も可決になってきますんで、これは私も同じく継続審議を要望します。

以上です。

中原委員長 質問はいいですか、ご意見ですね。継続審議のご要望をいただきましたが、ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

この場でご確認させていただきます。

継続審議の申し出がありました。その点について確認をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、一般会計補正予算全般にわたるものでありますが、その中で議論されておったことについては、主に家庭ごみの有料化に対する、慎重という立場で継続審議を求めるということでありましたが、その要望を出されている皆さんに対してお聞きしたいのは、今出ているのは一般会計ですけれども、その後で条例の中でも家庭ごみ有料化にかかわるものがありますが、今回、要望されているのは、一般会計補正予算の継続審議であるのか、後ほどの条例の一部改正の部分であるのか。一般会計の補正予算から継続審議をするということを求めておられるのか、そのあたりについて明確にご意見をお聞きしたいと思います。

田代委員 委員長、ご配慮ありがとうございます。

要は、一般補正についてのこの清掃費の塵芥処理費というのは、あくまで家庭ごみ有料化の問題をここに、リサイクル施設の問題は別として、まず、家庭ごみ有料化については、次に出てくる条例改正がありますので、ですからこの部分については、私は継続審議。他のものについては、私は否決か可決かということになれば、私は反対をしたいと思うんですけども、あとの予算等については、何ら私は問題はないと思うんですけども、この廃棄物処理費の中の家庭ごみ有料化経費については、これは次の条例改正と合致する点があるので、それを含めて、私は予算を継続審議すべきだと思います。

中原委員長 事務局の方から説明を求めます。

辻下事務局長 議案としては一本で上がっているのは、53号で上がっておって、全般的な一般の補正予算にかかわると思うんです。

中原委員長 今、田代委員の方からご意見をお聞きしたところではありますが、一般会計補正予算の中で、特に家庭ごみの有料化に係る経費について、賛成しかねるという考えでありますので、田代委員、ほかの委員さんの意見もまた後ほどお聞きしたいと思いますが、修正ということをお求めおられるということになるわけですね。

失礼。お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時20分 再開)

中原委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

ただいま、議案第53号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りいたします。

議案第53号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

川端委員 その前に、先に意見を言っておいていいですか。

継続審査なんですけども、いろいろと予算執行して急ぐ部分もありますのでね。だから、この会期中にということで私は賛成します。

中原委員長 今、ご意見賜ったところであります。会期中での継続審査ということで。

(挙手多数)

中原委員長 挙手多数でありますので、会期中での継続審査と決定いたしました。

では、続きまして、次の案件に移りたいと思います。

議案第54号、「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 それでは、平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)

につきまして説明をさせていただきます。

資料は4ページでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、出産育児一時金の支給額の改正に伴います費用について増額補正するもので、歳入・歳出それぞれ52万円を増額補正するものでございます。歳入・歳出あわせてご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、出産育児一時金支給額の改正に伴う費用につきましては、国が6分の3、町一般会計が6分の2、残りの6分の1を保険料で賄うというルールとなっております。

歳入予算につきましては、この負担割合により計上いたしております。まず、国民健康保険料といたしまして、一般被保険者国民保険料、医療給付費分現年分8万6,000円。国庫支出金、国庫補助金、出産育児一時金補助金26万円。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の出産育児一時金等繰入金としまして、17万4,000円を計上しております。

次に、歳出につきましてご説明をさせていただきます。資料は、その歳入の下でございます。

保険給付費、出産育児費としまして出産育児一時金、出産育児一時金52万円を増額補正するものでございます。今回の出産育児一時金の支給額の改正によりまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生された場合に限り、1件当たり4万円が増額されることとなりまして、現行35万円が39万円に、産科医療補償制度に加入している場合につきましては、現行38万円が42万円となるものでございまして、13件分を計上いたしております。

説明は以上でございます。

中原委員長 委員の皆さん、質疑ございませんか。

和田委員 この件について何件か聞こうと思ったんですけど、今13件と言うということは、13人分の計上ということですか。

古橋住民部保険年金課長 13件でございますが、積算根拠といたしましては、この10月1日から出産育児一時金が4万円引きあがるということでございます。当初予算で26件分計上いたしておりますので、その半分ということで13件分を見込んでおります。13件分の増額分4万円ということで、52万円を計上させてもらっているものでございます。

中原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第54号、「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第54号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第55号、「平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成21年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

委員会資料の5ページをご参照ください。

歳入・歳出を通して説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入補正額全体の158万8,000円でございますが、先ほど一般会計の方で説明させていただきましたが、新たに雇用する臨時職員の賃金を法定割合で負担するものでございます。

詳細については、介護保険料の負担割合20%で、その内訳は特別徴収分として28万7,000円、普通徴収分3万2,000円。次に、国庫支出金の負担割合が40%で63万5,000円、府支出金の負担割合の20%で31万7,000円、一般会計繰入金の負担割合の20%で31万7,000円の合計158万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。次ページをご参照ください。

地域支援事業費、介護予防ケアマネジメント事業費として158万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、職員の産前・産後休暇及び育児休業に伴い、新たに雇用する臨時職員の賃金でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計158万8,000円の増額補正を行うものでございます。

以上です。

中原委員長 委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第55号、「平成21年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第55号は本委員会において可決されました。

引き続き、議案第56号、「平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。

委員会資料7ページをご参照ください。

歳入・歳出を通して説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、サービス収入、居宅予防サービス計画費収入として、247万5,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、居宅予防サービス計画の件数が当初見込みよりふえたことにより、プラン作成料を収入するものでございます。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。事業費、居宅予防サービス等事業費として、247万5,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、2点ございます。

1点目は、嘱託職員の産前・産後休暇、及び育児休業に伴い、新たに雇用する臨時職員の賃金216万3,000円とともに、嘱託職員の賃金の減額分、マイナス163万6,

000円でございます。

2点目は、介護予防計画の作成を必要とする要支援者がふえたことにより、地域包括支援センターの職員だけでは事務処理に支障を来すために、大阪府内の事業所と委託するに当たり、負担金194万8,000円の増額補正を行うものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計247万5,000円の増額補正を行うものでございます。

以上です。

中原委員長 質疑ございませんか。

和田委員 サービス計画原案作成負担金について、大阪府内の事業所に負担するようなんですが、これは大阪府全体になるのかな。サービス計画のやっているところというのか、名前は何て言うのですか。

岸本福祉部高齢福祉課長 これは、大阪府内の事業所とあるのは、大阪府下のケアプランセンターに委託するものでございます。

以上です。

中原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第56号、「平成21年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致です。

よって、議案第56号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第60号、「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条

例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めたいと思います。

波戸元住民部住民生活課長兼生活環境係長 岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件につきまして、補足で説明をさせていただきます。

委員会資料につきましては、13ページをご参照いただきたいと思います。

条例改正の概要につきましては、本会議において説明をさせていただいた内容をまとめておりますので、省略をさせていただきたいと思います。

(2)につきましては、現在、一般家庭からの可燃ごみの持ち込みはできませんが、今般の条例改正により、植木の剪定等により臨時に大量のごみが発生し、指定袋での排出が困難な場合は、直接美化センターへ搬入し、処分することができることとし、その処分料について、10キログラム当たり90円をお支払いいただく制度を導入するものです。

(3)につきましては、現在、事業系及び産業廃棄物の処分手数料につきましては、100キログラム当たり900円を徴収しておりますが、重量単位が100キロという幅が大きいことから、ごみ処分に要する経費を考慮し、重量単位を10キログラム当たりとして、手数料を100円に見直しをするものでございます。

(4)につきましては、改正条例の附則において、可燃ごみの有料化制度及び事業系ごみに係る改正は、平成22年4月1日から実施しますが、指定袋を3月から指定店において販売することから、指定袋に係る部分に限って、平成22年3月1日から適用するものでございます。

(5)につきましては、家庭ごみ有料化に係る年間の収支見込額を掲載しております。これにつきましては、資料の16ページ以降に添付しております、廃棄物減量等推進審議会答申にあります家庭系ごみの有料化に関する基本的な考え方の中の19ページの下、(5)料金設定の考え方についてに示されております。ごみ袋の価格につきましては、製造原価、在庫、輸送・販売などに係る経費に、ごみ収集経費の一部を加えた合計額とし、先進自治体の状況から、ごみ収集に係る経費の5分の1の負担を求めるとして、1リットル当たり1円程度を設定するということから、家庭ごみの有料化に係る年間の収支見込額の負担率が、収集経費の5分の1、20%程度になっているかどうかということとを試算したものです。

13ページにお戻りいただきたいと思ひます。

歳入につきましては、1世帯当たりの年間使用枚数を110枚と見込み、1人世帯では20リットルの袋、2人世帯では30リットルの袋、3人以上の世帯では45リットルの袋として歳入を試算しております。

なお、1世帯110枚の算出につきましては、毎月週2回の収集、年間52週ございますので104枚。それに年末年始やお盆などの多量にごみが入るということを考慮して、110枚としております。

14ページの歳出につきましては、指定袋の製作費を初めとして、有料化に係る経費の年間見込額を試算しております。ごみ袋の購入費で各容量別の指定袋及び公共スペース等清掃時として、ボランティア用指定袋の購入費1,037万5,000円を見込んでおります。

次に、指定袋の保管及び配送経費につきましては、多量の指定袋を倉庫に置いて保管の予定で、また、指定袋を指定店に配送する業務に係る経費を96万4,000円と見込んでおります。

次に、家庭から排出されるごみのうち、プラスチック類と生ごみ、紙類を分別して排出していただくことで、今までのごみの出し方が大きく変わりますので、ごみの分け方などで混乱が生じないように、周知・啓発を行うための経費で、パンフレット等の作成を予定しております。その経費で262万5,000円を見込んでおります。

次に、指定ごみ袋販売手数料並びに指定販売店通信経費につきましては、指定店での指定袋販売手数料として、現在、粗大ごみ等処理券の販売手数料と同じく、指定袋販売冊数の7%を指定店に支払うというもので、195万6,000円を見込み、指定店への連絡用として通信・運搬費9万6,000円を見込んでおります。

これらを小計した1,601万6,000円に平成21年度の可燃・資源ごみ収集運搬委託料を加えた合計額、Bの1億3,566万4,000円を、資料の13ページの下段の歳入合計額Aの2,794万円で除した率が20.6%となります。前日いたしました家庭ごみの有料化に係る年間の収支見込額の負担率が、収集経費の約5分の1程度となっているというものでございます。

次に、15ページでは、ごみの有料化制度とあわせて実施するごみの減量化対策等をまとめたものでございます。

1の資源ごみの分別収集の促進につきましては、(2)でプラスチック類の分別収集を

予定しております。家庭から排出される可燃ごみのうち、プラスチック類を分別していただき、本年度に建設するリサイクルセンターにおいて圧縮こん包し、再資源化を図ることとしております。

リサイクルセンターにつきましては、来年の2月の完成予定をしております。そこで、プラスチックごみの分別、圧縮こん包の試行を考えております。プラスチック類専用袋を配布し、家庭ごみのプラスチックを除いた物、紙類とか生ごみを現在の透明、あるいは半透明の袋で出していただく。そうすると、ごみの量がどれだけ減るかということをご確認いただきたいと思いますが、大体四、五割程度減るのではと考えております。

2のその他のごみ減量化、再資源化対策の施策につきましては、廃棄物減量等推進審議会の答申に盛り込まれたごみ減量化対策等のメニューについて、財政状況を踏まえ検討を行うものです。

(1)では、地域ぐるみでごみの排出抑制や再資源化、減量化に取り組むため、各自治区から廃棄物減量等推進員を選任していただき、ごみの排出ルール違反者の指導、不法投棄の通報など、地域と連携したごみ対策を推進してまいりたいと考えております。

(2)では、家庭から排出される可燃ごみの減量をさらに推進するため、生ごみ処理機購入補助制度の創設、資源ごみ回収を推進する地域や団体への報償金制度の創設などを検討してまいりたいと考えております。

(3)不法投棄対策については、監視カメラの増設や土地所有者に対する不法投棄物撤去費用等の助成など、補助制度の創設を検討してまいりたいと考えております。

最後に、22ページ、23ページには、今般の家庭系ごみ有料化に関する他団体の状況について、岸和田市以南の各市及びほかの町村の状況を参考としてまとめておりますので、ご参照いただきたいと思います。

資料の補足説明は、以上でございます。

中原委員長 今ご説明をいただきました。

それでは、今の説明に対して質疑ございませんか。

出口委員 1点お聞きします。

14ページの指定ごみの販売手数料は、7%となっておりますが、これはどういうふうな形の算出方法で7%と決まったわけですか。

それと、各市町村の手数料の内容を教えてくださいませんか。

白井住民部長 指定ごみ袋の販売手数料、7%という形で予定しております。この根拠といたし

ましては、まず今、粗大ごみ、不燃ごみのシールを販売していただいております。それも7%でございます。その7%と申しますのは、先に導入いたしました近隣の市町村の手数料を参考にさせていただきまして、それらを踏まえて、近隣すべて7%でございます。

ただ、一部の団体においては、若干販売店の方から7%では低いのではないかというご意見もいただいております。それについて見直す考えもあるという団体も聞いておりますけれども、今のところ近隣市町村の状況を踏まえた上で7%という形で設定させていただきました。

以上でございます。

中原委員長 ほかに質疑。

田代委員 先ほどの一般補正のところでは継続審議ということになっているわけですが、これも同様に、中身が均一従量制ということになっておりますので、この辺も十分、同時に審査をする必要があるかなと、このように思います。

そこでちょっとお尋ねしますけれども、今、ごみの有料化にして歳入・歳出の中で、歳入で2,794万円という説明と、歳出で1,601万6,000円、これを合わせたら、可燃・資源ごみの両方で1億3,566万4,000円となっているんですけども、そこで半分ぐらいが大体歳出に、いろんなごみ袋を買ったり、手数料にしたりそういうものが要るわけなんですけども、これは他町村と比べても大体同じようなパーセントが出ているのかどうか、その点を1点お聞きしたいのと、ごみの減量化によって、可燃ごみ、今現在は収集委託をやっていただいている委託料等の今後の減額というんですか、そういった積算というものをもしやっておれば、そういった今後ごみの減量化に伴うところの委託経費というものがどれだけ削減されるか、その辺のデータをあわせて、できれば継続審議の中でひとつ説明の機会があったらありがたい、そのことはどうでしょうかね。

白井住民部長 まず、収支。資料の13ページ、14ページでございます。

これは、特に14ページにつきましては、製作費等が大きなウエートを示しております。この単価につきましては、スケールメリットの問題がございます。例えば泉佐野市なんかと比較いたしますと、製作枚数が一けた違うということがございまして、単価的には岬町が高くなっております。

そういうこともございまして、あと収集委託料につきましても、一部直営の団体もございますし、ここでもって岬町は約20%という形で、5分の1という形で設定いたしますけれども、他団体については、それぞれの状況がございますので、この率についてはいろいろ

る比較できない状況でございますので、ご理解願いたいと考えております。

それと、この経費の中で収集委託料については1億1,900万円。この積算につきましては、毎年、過去2年間のごみの収集量をベースにして、そして積算しております。ですので、当然今後どのような形でごみが減るのかということ推移を見た上で、最終的にまた委託料についても影響を受けてまいりますので、マイナスの方向に動くのではないかと考えるところでございます。

それと、参考なんですけども、これは今回、有料化によります減量化が相当進むのではないかとございまして、焼却施設の稼働の問題もございまして、現在、月曜日から金曜日まで24時間稼働しておりますけども、これにつきましても約20%ぐらい減るとい形になりますと、単純計算いたしますと、稼働日数が一日減るとい状況が予想されております。恐らく、どのような形でごみが減ってくるのかということ、推移を見た上で最終的にランニングコストを初め、薬品代とか電気代とかいろんな経費もかかってまいりと思っておりますので、それらのところについては、ある一定の数字が出た段階で、また機会を見て数値等についてはお示ししたいと考えているところでございます。

以上です。

田代委員 この条例についても、継続審議をしていただきたい、このように思います。

中原委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥野副委員長 1点だけ、すいません。

資料の13ページの手数料の設定料金なんですけど、1リットル当たり約1円ということで、20リットルで20円、30リットルで30円、45リットルについては負担の公平性の観点から、上記のコストに加え、従量制の要素を加味して50円とする。その50円の従量制の要素を加味してという文言が書いてありますが、何かよくわからないので、もう少し説明お願いしたいんですが。

波戸元住民部住民生活課長兼生活環境係長 今回、家庭から出るごみのうち、プラスチックごみとそれと他のごみと分けると、今まで45リットルで出していた家庭のごみが多分減るのではないかと。そうすると、45リットルで出していた家庭のごみが30で減った。でも、やっぱりたくさん出される人については、減量化の効果をさらに高めていただくために、それだけの重量によって負担をいただくというのが、この従量制の要素を加味したという、その5円の差でございます。

奥野副委員長 何かよくもうひとつピンとこないんですけども、どう理解してええんかな。

詰め込んだら重くなるからということじゃないの。

それともう一点、この資料の中で近隣も約1円程度という、資料はなっているんですけど、先進自治体では5分の1を住民負担で求めるということになっていまして、それぞれいろんな各市町村によって収集方法も違うと思うんですけど、料金的になぜか袋が同じような料金体制になっているんですけど、1円になる根拠は、よそのことはわかりませんけれど、ただ、よそはこうやからこんなんしたという、あれではないんですよね。

白井住民部長 ちょっと1円の根拠につきましては、13ページ、14ページで出ているわけなんですけども、経費の約20%程度をご負担願いたい。それから逆算いたしますと、約、岬町の世帯構成人数からいきますと、1円程度でちょうど同じ額になるということで計算しているわけなんですけども、ただ1円という根拠につきましては、一番根拠的には他団体の状況が大きな要素になると思います。手数料につきましては、高ければ高いほど減量化効果がございまして。ただ、余りにも1枚100円、200円という形になりますと、住民負担の問題もございまして、そして減量化の目標としているところの減量化率を踏まえた上で、最終的に1円という形で考えさせていただきました。

今回、ごみの減量化につきましては、平成27年度までに約20%、1日1人当たりの排出されるごみを20%減らしたいという形がごみの処理の基本計画の中に定めておられて、それを国は27年度達成目標となっておりますけども、岬町としてはできるだけ早く20%を達成したいということで、今でも人口が減ってきていますので、ごみは少なくなっておりますけども、減量化のスピードをさらにアップしたいということで、今回有料化の導入に踏み切った理由の一つでございまして、それらの減量化の効果の根拠となります手数料としては、一番他団体でも採用されております1円程度が一番減量化の効果額、そして岬町が目標としている効果目標とほぼ一致するということがありまして、1円という形で決定させていただいた次第でございまして。

奥野副委員長 それと、21ページの今後の有料化制度と並行して取組予定の施策という内容があるかと思いますが、いろいろと生ごみ処理機の購入補助制度とか報奨金制度とかいろいろ推進という形になっています。

そして、自治体にも補助制度を検討しますという内容になっていまして、今後どんな展開になるかわかりませんが、住民説明会をする中で、もっと具体的に、この機械を買ってもらったらこれだけの負担をするというような、具体的な数字をお示しする必要があるかと思うので、今の時点でわかれば、提示いただければと思うんですけど。

白井住民部長 ごみの有料化とあわせて実施する施策といたしまして、21ページをお示しいただきました。これは、答申の内容でございます、その答申を踏まえて具体的に町として今後検討。具体的な内容として今回、委員会の方でお示しておりますのが、15ページの内容でございます。15ページの2番の(1)から(3)の項目がございまして、ごみ減量等推進員を各地域ごとに選出していただいて、行政側とタイアップしながら、ルール違反の問題もあります、不法投棄の問題もございます。また、いろいろごみの減量化についてご協力願いたいと考えてございます。

ただ、それにつきまして、活動経費としてご本人ではなく、町は自治会に対しまして活動助成を行いたいと考える内容を今のところ示しております。

それから、2番目のごみの生ごみ処理機、これは約、今、家庭で購入する世帯数の構成にもよるんですけど、5万円から6万円ぐらいいたします。ですので、その2分の1程度を定額で補助したいと考えてございまして、これもいろいろ財政との問題がございますので、あと詰めていきたいと考えております。

あと、不法投棄対策等については、カメラの増設と。そして、今問題になっているのが、私有地に捨てられた不法ごみ、これは早く撤去いたしませんと、どんどんごみがたまっていくという状況でございますので、ある一定の補助制度等を設けまして、今捨てられている不法投棄ごみを一掃したいということが第1点。

そして、撤去しました跡地に再発防止のフェンスが必要ではないかと考えてございまして、フェンスの設置費用についても、ある一定の率を財政状況等を踏まえた上で補助するような形で、不法投棄対策を実施していきたいと、そのような内容を今後、この有料化とあわせて実施したいという内容でございます。

以上です。

中原委員長 ほかに質疑。

竹内委員 先ほどから20%のごみの減量化という話が出ていますんですけども、それに対する効果額というのは大体どれくらい見込んでいるのでしょうか。

白井住民部長 20%の効果額。今、田代委員からもご質問いただいたとおり、ごみの収集の委託料にも影響いたしますし、ごみ焼却場のランニングコストについても影響を与えます。単純に今、20%減るといえるということはないと思うんですけども、ある一定の額については、当然減ってくるのではないかとこのところでございます。試算については、もう少し時間をいただきたいというところでございます。

中原委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なければ、これで質疑を終わります。

先ほど、継続審査の意見がありましたのでお諮りしたいと思います。

議案第60号につきましては、継続審査を求める意見がありましたので、継続審査についてお諮りします。

議案第60号を会期中での継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

中原委員長 挙手多数であります。ありがとうございます。

よって、議案第60号につきましては、会期中での継続審査と決しました。

引き続き、議案第61号、「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、皆さんご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいでしょうか。

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第61号、「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第 6 1 号は、本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました議案 6 件のうち議案第 5 3 号及び議案第 6 0 号を除く 4 件については議了いたしましたので、本日は、この程度にとどめ、議案第 5 3 号及び議案第 6 0 号につきましては、後ほど、日程等ご相談させていただきたいと思います。

これで、本日の厚生委員会を延会いたします。

(午前 1 1 時 5 5 分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年6月9日

岬町議会

委 員 長 中 原 晶